

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、令和2年度監査の結果報告について（令和3年3月30日付け橿監第30号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和3年7月30日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	山口宣恭
橿原市監査委員	竹田のぶや

指摘事項に対する措置内容【市長】

番号	2 (1)	部局課名	文化・スポーツ局 スポーツ推進課
指摘事項	<p>以下補助金について、橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年橿原市告示第95号。以下「要綱」という。）別表に規定する補助対象経費に該当しない経費（手数料）が計上され、令和元年度分の補助金の額の確定が行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橿原市レクリエーション協会育成補助金（令和元年度分 手数料） 		
措置内容	<p>交付先に対して対象外経費であることを説明し、令和3年3月5日付けで1,100円（550円×2件）の返金を受けました。</p> <p>令和3年3月29日付け要綱改正の際、補助対象経費に「手数料」を追加し、令和3年度補助金交付分から、対象経費としました。</p>		
番号	2 (2)	部局課名	文化・スポーツ局 文化振興課
指摘事項	<p>（補助金額の確定誤りについて）</p> <p>補助金等取扱基準の見直しが行われ、令和元年度から適用されているところであるが、橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱別表に規定する橿原市文化協会育成補助金の令和元年度分の確定において、見直し前の旧の補助金等取扱基準により算定したため、確定した補助金の額に誤りがあった。</p>		
措置内容	<p>まず初めに、橿原市文化協会に対し、補助金の確定について前年までの補助金取扱基準で行われており83,661円の返還を行うことの説明を行いました。</p> <p>令和3年3月31日付にて「補助金等確定通知の取消しについて」及び正しい確定額での「補助金等の確定について」を通知しました。</p> <p>その後、令和3年4月22日に協会の口座への振込により返還が完了しました。</p>		

指摘事項に対する措置内容【市長】

番号	2 (3)	部局課名	健康部 子育て支援課
指摘事項	令和元年度樫原市子育て支援事業補助金の補助要件の確認漏れについて		
措置内容	<p>まず初めに、「アラフォーママ・ネットワーク樫原」に令和元年度樫原市子育て支援事業補助金の補助要件の確認漏れについて説明を行いました。</p> <p>次に、令和2年12月2日付けで樫原市子育て支援事業補助金の交付決定の全部を取消し、樫原市子育て支援事業補助金の返還命令を行いました。</p> <p>最後に、令和2年12月8日付けで返還があったことを確認し、当該措置に係る事務が完了しました。</p> <p>今後は、申請・実績報告時に、補助要件を照らし合わせながら確認を徹底します。</p>		
番号	3 (1)	部局課名	企画部 人事課
指摘事項	特別定額給付金交付業務に従事した職員の時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を踏まえたうえで、樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2に規定する任命権者による他律的業務の指定及び特例業務の承認手続きを適正に整備すること。		
措置内容	<p>令和2年度末に、他律的業務の基準や運用方法を「他律的業務に係る時間外勤務上限適用に関する取扱要領」として決めました。</p> <p>また、特例業務を含めた職員の過重労働対策を「過重労働による健康障害防止対策マニュアル」に纏めました。</p> <p>令和3年度から、「他律的業務に係る時間外勤務上限適用に関する取扱要領」及び「過重労働による健康障害防止対策マニュアル」に基づいて他律的業務の指定及び特例業務の決定を行っています。</p>		

指摘事項に対する措置内容【市長】

番号	3 (2)	部局課名	福祉部 生活福祉課
指摘事項	<p>檀原市福祉事務所嘱託医は市長による委嘱であるべきところ、委嘱状における委嘱権者が福祉事務所長となっていた。</p>		
措置内容	<p>委嘱について、委嘱権者を訂正し、檀原市長名で再度委嘱を行いました。</p>		
番号		部局課名	
指摘事項			
措置内容			

指摘事項に対する措置内容【教育委員会】

番号	2 (1)	部局課名	生涯学習部 社会教育課
指摘事項	<p>補助対象経費の非該当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学級事業補助金 <p>令和元年度の補助事業、地域学級において、補助金等交付要綱の別表、補助対象経費に記載のない保険料を補助対象として交付決定していた</p>		
措置内容	<p>標記の件については、一部団体の実績報告において保険料が補助対象経費として計上されています。それは「橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱」の別表に定める補助対象経費ではなく、書類手続上は誤りです。</p> <p>しかし、当課から各補助団体に配布する手引書は保険料を補助対象経費として挙げていますので、当然この事には当課が責を負うべきであって、当該団体に計上誤りの責はありません。さらに、「橿原市子ども会連合会補助金」「子ども教室事業補助金」では保険料を対象経費として認めています。それぞれの補助対象事業としての内容を比較すると、地域学級事業の保険料を対象経費から除外する積極的な事由は見当たりませんので、同別表における補助対象経費の定めは整合性を欠いているといえます。</p> <p>したがって、地域学級事業においても保険料を補助対象経費として認める事が妥当であると思われますので、今回は保険料に対応する補助金額の返還を求めません。また、令和3年度からの同要綱の別表に定める補助対象経費の見直しに際して、地域学級事業の補助対象経費に保険料を加えることとします。</p>		
番号		部局課名	
指摘事項			
措置内容			